

旅行業者との年間契約

契約形態は年間契約であっても、行き先や旅客の属性について、ツアーごとに旅行業者から貸切バス事業者に指示される形態が多い

単価契約とするべきではないか

〔 当初契約において総額表示を行う場合でも、当初契約額と過不足が生じた場合は、変更契約の締結ができる契約内容とするべきではないか。 〕

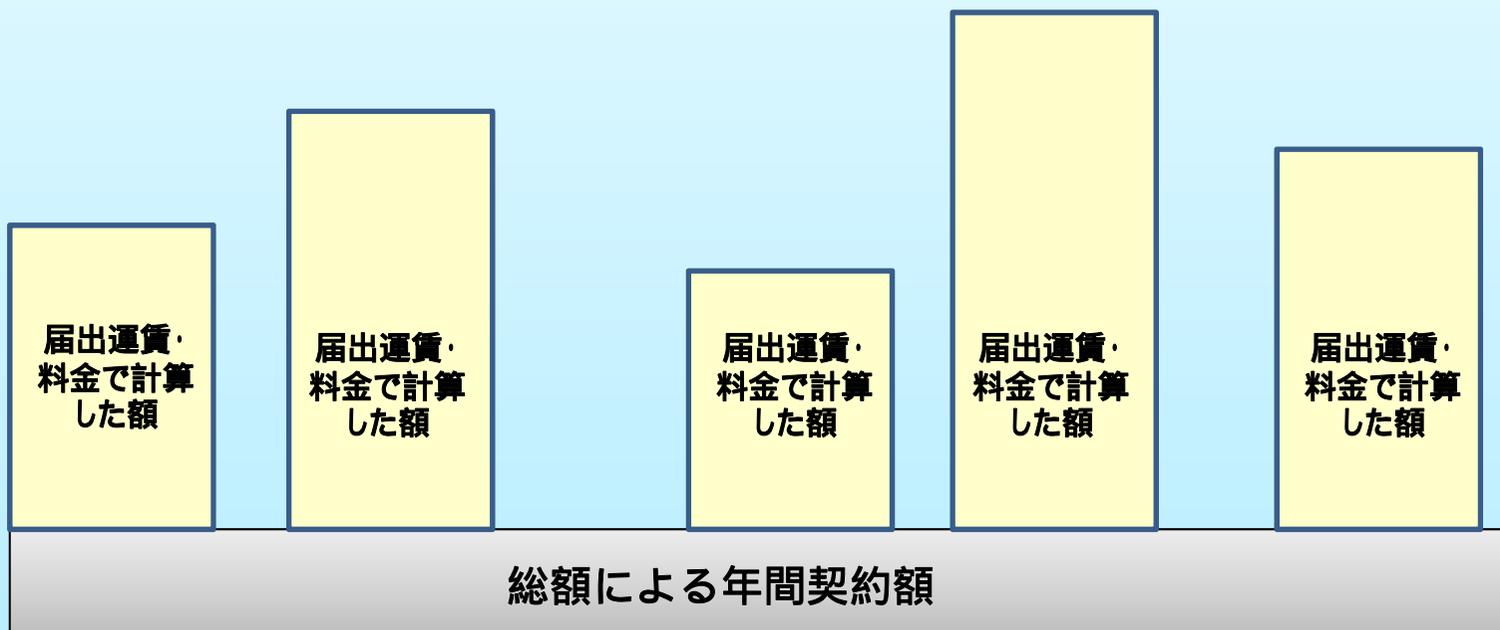
- 運行ごとに届出運賃で計算した運送引受書を作成し、一定期間ごとに運賃の精算を行う。
- 新たな運賃の実施予定日前に契約締結した運送については、なお従前の例による。

企業・教育機関との年間契約

旅客が契約者の社員や学生等に限定され、特定の経路を反復継続的に運行する形態が多い

各運輸局が地域の実情を勘案して、**変更命令の審査対象外とする輸送形態を公示することができる規程**を置くこととするべきではないか。

旅行業者との総額を表示した年間契約における運賃・料金の收受について



~ を合計した運賃・料金額が年間契約額 を超える場合、変更契約により不足額を収受するべきではないか。